

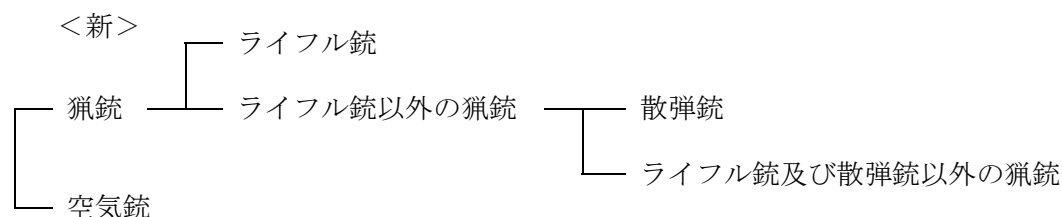
◆銃砲刀剣類所持等取締法等一部改正施行に係るQ&A

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

1 用語の変更

Q 1 - 1 「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」の定義は？また、所持しているハーフレイフリング銃での技能講習は飛しょうす標的か固定されている標的かの選択は銃所持者の選択でよいのでしょうか？

A 現行の散弾銃の呼び名が「ライフル銃以外の猟銃」となり、「散弾銃」と「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」に分かれます。



また、技能講習を散弾銃射撃場において受講するか、ライフル射撃場において受講するかは、所持する銃の種類によって決まるものであり、所持者が選択できるものではありません。「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」とされた銃を所持している場合には、技能講習では、ライフル射撃場において固定されている標的に対する射撃を行うこととなります。ただし、所持者が「散弾銃」も所持している場合には、どちらの銃で受講するかを所持者が選択することができます。

Q 1 - 2 「散弾銃」と「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」との違いはなんですか？

A 「ライフル銃以外の猟銃」のうち、「散弾銃」とは散弾（粒弾）を発射できるものを指し、「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」とは散弾（粒弾）を発射することが出来たとしても、それが危険を伴うものであったり、散弾が拡散せず本来の目的をなさないものを指します。

この区分は技能講習との関連で設けられたもので、「散弾銃」は飛しょうす標的で技能講習を受講し、「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」は固定されている標的で技能講習を受講することになります。

Q 1 - 3 改正銃刀法施行前の「散弾銃」について、所持許可証の記載に変更があるのですか？

A 改正銃刀法施行前に所持している「散弾銃」が、施行後「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」に分類される場合は、所持許可証の銃種欄の書換えが必要になります。

所持許可証の書換時期は次回の一斉検査時の予定です。書換手数料はかかりません。

2 実包の所持状況の記録の義務化（法 10 条の 5 の 2 関係）

実包の所持状況に関する記録が義務付けられます。

Q 2-1 実包の所持状況に関する記録とはどんな内容ですか？

A 実包の所持状況であり、製造、譲受け、譲渡し、消費、廃棄、保管委託等での出納（交付）をすべて記録しなければなりません。

特に、狩猟や駆除での消費については、狩猟を行った山野等に隣接する村落名等の消費場所も記録します。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 68 条及び様式第 19 において規定している鳥獣保護区等の区域等の図面の区域ごとに付される番号（いわゆるメッシュ番号）に付された番号を記載しても、当該番号であることが明らかであり、当該区域を特定できるものであれば足ります。

射撃場における消費については、射撃場名とともに領収書やスコアシートを一緒に保存しておきます。帳簿に貼り付けることまでは必要ありませんが、帳簿と共に示せるようにしておく必要があります。

また、不要実包や古くなった実包の廃棄を依頼するため、銃砲火薬店等に持ち込んだ場合は、銃砲火薬店等に対する廃棄目的の「交付」となりますので、注意してください。

記録は後でまとめて記入するのではなく、その都度記入してください。

Q 2-2 帳簿に実包の種類を記載することが義務付けられていますが種類はどこまで記載するのですか？

A ライフル銃以外の猟銃については、（所持許可証の適合実包欄に記載している）口径を、ライフル銃については実包の名称を記入してください。

例 散弾実包 12 番
ライフル実包 30-06

Q 2-3 実包の所持状況に関する記録は警察に見せなくてはいけないのですか？

A 実包の所持状況に関する記録は一斉検査のときに持っていき、猟銃とともに検査を受けることが求められます。また、立入検査時も検査の対象になります。

Q 2-4 実包の所持状況に関する記録の様式は決まっているのですか？

A 実包の所持状況に関する記録の様式は決まっておりませんので、必要事項が記録できるものを用意してください。

なお、(社)日本銃砲火薬商組合連合会で実包等管理帳簿を作りましたので、加盟店にお問い合わせください。

Q 2-5 パソコン上で実包の所持状況に関する記録を残してもいいのですか？

A パソコンのある人はパソコン、FD、CD-R 等で実包の所持状況に関する記録を管理することができます。その際には検査等のときにすぐに提示できるようにしておくてはいけません。

記録する項目は紙の帳簿に記載する場合と変わりありません。

Q 2 - 6 実包の所持状況の記録は何年保存しなくてはなりませんか？

A 実包の所持状況の記録は、最終記載日から 3 年保存してください。

Q 2 - 7 実包の所持状況の記録をしない、もしくは記録を忘れた場合の罰則はありますか？

A 実包の所持状況の帳簿を備えず、帳簿に記録をしない、もしくは虚偽の記載をした、最終記載日から 3 年間保存しなかった場合は、20 万円以下の罰金に処せられます。
(銃刀法第 35 条第 5 号の 2)

3 更新申請期間の変更

猟銃等の更新申請期間が、2 か月前から 15 日前までだったのが、2 か月前から 1 か月前までになりました。

Q 3 - 1 私の所持許可証は、まだ更新申請期間が 2 か月前から 15 日前までなのですが、この記載はそのままなのですか？

A 許可証の書換えが予定されています。今のところ次回の一斉検査時の予定です。

Q 3 - 2 更新申請期間の変更については、経過措置はないのですか？

A 改正銃刀法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から 2 か月の猶予期間があります。具体的には、施行日から平成 22 年 2 月 3 日までの誕生日の方が更新する場合は、従前の 2 か月前から 15 日前までが更新申請期間となりますので、15 日前（平成 22 年 2 月 3 日の誕生日の方は平成 22 年 1 月 19 日）までに更新申請をしてください。平成 22 年 2 月 4 日以降の誕生日の方は、2 か月前から 1 か月前までの間に更新申請することとなります。

4 更新申請、所持許可申請（新規・追加）時の添付書類の追加と変更等

更新申請、所持許可申請（新規・追加）の時の添付（又は提示）書類に下記のものがかかります。

- ① 欠格事由に該当しない旨を誓約する書面
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書
- ③ 技能講習修了証明書（更新申請又は追加申請の場合）
- ④ 専門医の診断書

また、銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする方で許可申請書を提出した日における年齢が 75 歳以上である方、または許可の更新を受けようとする方で許可の有効期間が満了する日における年齢が 75 歳以上である方は、認知機能検査を受検することになります。

Q 4 - 1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書とはどういうものですか？

- A 各市区町村の戸籍担当課で発行する「身分証明書」です。
詳細は各市区町村にお尋ねください。

Q 4-2 申請時の専門医の診断書とはどういうものですか？

- A 専門医とは、精神保健指定医もしくは公安委員会の認める専門医（原則として精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者）となります。

精神保健指定医以外の専門医については公安委員会の認める専門医となります。

ご自分が受診したいと考えている病院等の医師が、公安委員会の認める医師に該当するかどうか分からない場合は、診断を受ける前に各警察署生活安全課窓口にご相談してください。

Q 4-3 認知機能検査はいつ、どこで受けたらよいのですか？

- A 認知機能検査は、更新申請は原則として申請時に、所持許可申請（新規・追加）については、申請受理後に行います。受検場所は原則として申請書を提出した警察署です。

なお、更新申請の場合には、事前に警察から連絡し、日時を指定して一定の人数を集めた上で、検査が実施されることもあります。

また、所持許可申請（新規・追加）を行う方は、当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後、更新申請を行う方は、当該許可の有効期間が満了する日の2か月前から1か月前までの間に、道路交通法上の認知機能検査（講習予備検査）を受検した場合、銃刀法上の認知機能検査は免除されます。その際には、自動車教習所等から渡される「講習予備検査結果通知書」の提示が必要となりますので、申請時に必ず警察署の窓口を持参してください。

Q 4-4 次の更新時に73歳となりますが、認知機能検査を受検する必要はありますか？

- A 更新の時点で75歳未満の方は、当該更新に当たって認知機能検査を受検する必要はありません。

5 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化

銃砲の所持許可又はその更新の審査の際に、保管設備の確認が行われることになりました。

Q 5-1 保管設備の確認はどのように行われますか？

- A 公安委員会が行う保管設備の確認は、警察職員が申請者の住所等に赴き、実際に保管設備の状況を確認することになります。

申請者の住居等に立ち入る場合には申請者の承諾を得て行います。申請者の承諾が得られない場合には住居等に立ち入ることができませんが、それにより保管設備の状況を確認できない場合は、不許可又は不更新処分となります。

6 技能講習について

猟銃所持者に対し、原則として 3 年に一度所持している猟銃の種類ごとに公安委員会が行う技能講習の受講が義務付けられました。

Q 6 - 1 技能講習はいつ受講するのですか？

- A ① 更新申請、所持許可申請（追加）の際には、有効期間内の技能講習修了証明書を提示することになりましたので、更新申請、所持許可申請（追加）の前にかじめ受講しておく必要があります。
- ② 技能講習修了証明書の有効期間は 3 年なので、早めに受講しておいた方が良いでしょう。
- ③ 複数丁所持している方の技能講習は更新の銃 1 丁ごとではなくて、猟銃の種類（ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃）ごとに受講できますので、更新に係る銃で受ける必要はなく、同じ種類の所持銃の中から好きな銃で受講できます。
- ④ 技能講習修了証明書は 3 年間有効ですので、有効期間内であれば、何度も申請時に提示することができます。

Q 6 - 2 技能講習は、自分の銃で受講するのですか？それとも射撃場の備付銃で行うのですか？

- A 技能講習は自分の銃で受講します。射撃場の備付銃では受講できませんので注意してください。

Q 6 - 3 技能講習修了証明書の提示を免除される人はいるのですか？

- A 技能講習修了証明書は、射撃指導員と都道府県体育協会の推薦する者は免除されます。（ただし、猟銃の種類ごとです）

Q 6 - 4 平成 21 年 12 月 4 日を過ぎて更新申請、所持許可申請（追加）する場合は技能講習修了証明書が必要ですか？

- A 次のような経過措置があります。
- ① 更新申請については、平成 21 年 12 月 4 日の段階で所持している猟銃の 1 回目の更新は免除
- ② 所持許可申請（追加）については、平成 21 年 12 月 4 日の段階で所持している猟銃を更新するまでは免除。複数丁所持している場合は一番最後の猟銃の 1 回目の更新まで免除。（ただし、猟銃の種類ごとです。）

Q 6 - 5 技能講習の内容を教えてください。

- A 技能講習には操作講習と射撃講習があり、その内容は次のとおりです。

- ① 操作講習
- ・点検・分解結合
 - ・保持及び携行

- ・照準及び空撃ち
- ・減点法でマイナス 20 点になったら不合格

② 射撃講習

- ・ **散弾銃**（トラップ（15m シングル）、フィールドトラップ（5m シングル）、スキート、フィールドスキートから選ぶ）
 - a) 25 個の標的を撃つ。25 枚中、2 枚～3 枚命中で合格
 - b) 1 枚のクレーにつき 1 発の発射
- ・ **ライフル銃等**（散弾銃以外の猟銃）
 - a) 20 発発射（200 点満点）
 - 立射 25 点以上、膝射 40 点以上 伏射 60 点以上で合格
 - b) 的の大きさ（大口徑ライフル銃の場合）
 - i) 射距離 50m 3分の 500 ミリメートル（10 点圏はその 10 分の 1）
 - ii) 射距離 100m 3分の 1000 ミリメートル（10 点圏はその 10 分の 1）

Q 6 - 6 技能講習を受講するための手続きを教えてください。

A 技能講習受講の手続きは次のとおりです。

- ① <公安委員会>技能講習開催予定日時公表（1 か月程度前）
- ② <公安委員会>技能講習受講申し込み（申請書 2 枚と写真 2 枚）
- ③ <公安委員会>技能講習通知書の交付
- ④ <契約射撃場>技能講習受講
- ⑤ <公安委員会>技能講習修了認定 → 技能講習修了証明書の交付

Q 6 - 7 技能講習には自分の所持している実包を使用できるのですか？

A 技能講習に使用する実包は、譲受目的にかかわらず、所持している実包を使用することとなっています。所持している実包がない場合は、「技能講習又は射撃練習」等の用途で申請して購入します。その場合、残弾は射撃練習等で消費してください。

Q 6 - 8 射撃教習を受けて散弾銃を所持したばかりです。もう 1 丁散弾銃を申請したいのですが、技能講習を受講しなくてはなりませんか？

A 射撃教習修了証明書又は技能検定合格証明書の有効期間内に所持許可申請（追加）を行う場合には、技能講習修了証明書か、もしくは射撃教習修了証明書又は技能検定合格証明書を提示することができます。

Q 6 - 9 技能講習について、スキート射撃の待機姿勢は国際ルール適用を受けるのですか？また、フィールド射撃の待機姿勢はフリースタイルですか？

A 待機姿勢については、国際ルール、フリースタイルのどちらでも可能です

Q 6 - 10 各団体（社）日本クレー射撃協会、（社）大日本猟友会、（社）日本火薬銃砲商組合連合会傘下の銃砲店他）が開催する射撃大会を技能講習のための講習会として認められますか？

- A ご質問の射撃大会をそのまま技能講習とすることはできませんが、射撃大会の機会に、大会を行う（教習）射撃場が都道府県公安委員会との委託契約に基づき、技能講習を開催することは可能です。

Q 6-1 1 ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃を各1丁所持していますが、3丁同時に更新がきました。

一度目の更新は技能講習が免除になります。二度目の更新は技能講習が必要となります。その場合、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃をそれぞれ受講することになりますか？

- A 「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」は、ライフル銃以外の猟銃の技能講習を受ける必要があるため、ライフル銃、散弾銃、「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」を1丁ずつ持っている場合は、ライフル銃の技能講習とライフル銃以外の猟銃の技能講習を受講することになります。

7 猟銃用火薬類譲受許可証の有効期間について

これまでは、猟銃用火薬類譲受許可証の有効期間は、長くとも3か月から6か月程度とされていましたが、改正銃刀法施行後は、1年以内で必要であると認めた期間が指定されます。

8 狩猟期前の射撃練習（努力義務）

狩猟用途の猟銃所持者は、狩猟期間ごとに、初めて猟銃を使用する前に射撃練習を行うように努めなければなりません。

Q 8-1 狩猟期前の射撃の練習はいつごろ行えばよいですか？

- A 狩猟期前の射撃の練習は、その狩猟期に初めて狩猟に行く「少し」前に行ってください。あまり離れると狩猟期前の射撃の練習とみなされないことがあります。

狩猟目的の猟銃を複数丁所持している場合はそれぞれの猟銃で行ってください。

Q 8-2 狩猟期前の射撃練習は努力義務ということですが、罰則はありますか？

- A 警察は実包帳簿と照合することで、狩猟期前の射撃の練習の確認をします。罰則はありませんが行政処分の対象となり得るため、狩猟期前の射撃の練習ができなかった場合の理由は必要になる可能性があります。事故防止のためにも狩猟期前の射撃の練習は行う必要があります。

9 実包等の保管に係る努力義務

銃砲と適合実包等は同一建物内に保管しないように努めなければなりません。

Q 9-1 同一建物に保管してはいけないということは、銃砲か適合実包かどちらかを車庫や物置に保管するということですか？

- A 改正銃刀法により、適合実包を銃砲の保管設備のある建物に保管しないよう求められています。火薬類を別棟、車庫、物置等に保管する場合には、火薬類取締法上、火災及び盗難防止に留意することのほか、堅固な設備に収納し施錠することが求められ

ます。

このような措置がとれない場合には、猟銃等保管業者として届出を行っている銃砲火薬店や射撃場等に保管を依頼すべきです。

なるべく残弾を残さないよう購入や消費に今まで以上に気をつけてください。

10 猟銃又は空気銃の保管委託

特段の理由がなくても必要な時には猟銃等保管業者に保管を委託できるようになりました。

11 貨物運送時の本人確認

猟銃等を宅配便等で受け取る場合には、事前に所持許可証の原本を送付して発送元の猟銃等製造業者等に確認してもらい、修理銃や譲受銃を受け取る時に、身分証明書
の提示が必要になります。

12 欠格事由の拡大

下記のように欠格事由の追加、拡充があります。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- ③ 銃刀法又は火取法に違反して罰金以上の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定するストーカー行為をした日から3年を経過していない者、同法第4条第1項の規定による警告を受けた日から3年を経過していない者、同法第5条第1項の規定による命令（禁止命令等）を受けた日から3年を経過していない者
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（保護命令）を受けた日から3年を経過していない者
- ⑥ 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれのある者
- ⑦ （欠格期間の延長）銃砲刀剣類を使用して凶悪な罪をしたために取消処分を受けた者の欠格期間を5年から10年に延長。
- ⑧ （相対的欠格事由）同居親族が精神障害等の欠格事由に該当する場合

Q12-1 施行日前に生じた事由が新しい欠格事由に該当する場合、取消しの対象になりますか？

A 施行時に所持している銃砲は、施行日前に生じた事由に関し、改正法により新たに追加された欠格事由に該当することになった場合でも取消し等の処分は行われません。

ただし、次回の所持許可の更新については、新たに追加された欠格事由も審査の対象となりますので、施行日前に生じた事由についても欠格事由に該当した場合は、

許可の更新ができません。

以上

【平成 24 年 4 月一部修正】

(診断書の参考例／一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会作成)

診 断 書

住 所

氏 名 年 月 日生

上記の者について、次のとおり診断します。

1 統合失調症であるかないか 有る ・ ない

- | | | | | |
|----|---|----|---|----|
| 2 | そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）であるかないか | ある | ・ | ない |
| 3 | てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）であるかないか | ある | ・ | ない |
| 4 | 自己の行為の是非を判断し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気（1、2及び3を除く。）であるかないか | ある | ・ | ない |
| 5 | 介護保険法第5条の2に規定する認知症であるかないか | ある | ・ | ない |
| 6 | アルコール中毒者であるかないか | ある | ・ | ない |
| 7 | 麻薬中毒者であるかないか | ある | ・ | ない |
| 8 | 大麻中毒者であるかないか | ある | ・ | ない |
| 9 | あへん中毒者であるかないか | ある | ・ | ない |
| 10 | 覚せい剤中毒者であるかないか | ある | ・ | ない |

平成 年 月 日

病院等の名称
所在地
電話番号
医師氏名

⑩

精神保健指定医

精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上
精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する

医師

備考 印がある欄については、当該内に✓印を付すること